

令和2年度知立市教育行政方針

知立市教育長

令和2年知立市議会3月定例会にあたり、令和2年度の知立市教育行政方針を述べる機会をいただきましたことに感謝申し上げます。

教育行政の主要な施策の概要について御説明申し上げ、議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

社会は、グローバル化、少子高齢化、技術革新の急速な進展、とりわけI o TやA I等の情報技術の高度化は、様々な社会構造や私たちの生活を変貌させています。また、世界は貧困や食糧問題、環境汚染など、解決の困難な問題が多く存在しています。このような中、将来を生きていく子どもたちには、これから直面する多様な課題を解決していくための豊かな感性と知性を育み、自分の良さや可能性を発見するとともに、周囲の多くの人を尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められています。

学校教育においては、新学習指導要領が2年度から小学校、3年度から中学校で実施されます。また、G I G Aスクール構想や働き方改革の推進など、学校現場では教育の質的変換が求められています。

国の方向性や動向を視野に入れて、適切に対応していくことはもちろん、本市の実態を踏まえ、子どもたちが、未来をたくましく生きていくために必要な学力、体力、豊かな心の育成に取り組みます。

また、来年度は、市制50周年、そして東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。多くのイベントに参加する、支援する、視聴する、ふれあうことで、学童期、青年期だけでなく、どの世代の方も主体的に学び、地域社会の担い手として活躍できる生涯学習社会の形成を図っていきます。加えて一人ひとりが互いを認め合い、国際理解を深め、共生社会の実現に向けての取り組みを行っていきたいと考えています。

そして、「輝くまち みんなの知立」を目指して策定した「第6次知立市総合計画」の実現と、「知立市教育大綱」の具現化を目指して、市長部局と連携を図り、市民の皆様の期待と信頼に応える教育行政を推進していきます。

それでは、主な施策について「知立市教育大綱」の3つの柱に沿って述べます。

1番目の柱。いのちを尊ぶ態度と、たくましく生きる力を養うために、知・徳・体の調和のとれた学校教育の推進について、6点申し上げます。

1つ目は、確かな学力を育む教育です。

学ぶことへの意欲をもち、個性を生かして他との協働によって考えを深め、主体的に課題解決する姿勢を、発達段階に応じて継続的に指導することにより、思考力、判断力、表現力、創造力、コミュニケーション能力等の向上を図ります。

また、子どもたちの確かな学びを進めるために、ICT環境の整備やICT機器を活用した授業のあり方について研究していきます。

2つ目は、豊かな人間性を育む教育です。

多様な考えを受け入れる姿勢や自他を大切にする気持ち、命を尊ぶ態度を育てるために、道徳教育や人権教育、様々な体験活動を推進します。道徳教育では、知立中学校の2年間の研究成果を受け、教職員の力量向上を図り、子どもたちの道徳性を育てていきます。また、知立市人権教育研究会や不登校いじめ未然防止対策協議会等と連携して、生命の尊重、人権意識の高揚、及び自分の良さを知り、その良さを発揮する場を設けることで、自己肯定感を育てていきたいと考えています。

そして、悩みアンケートや教育相談、日々の教師と子どもとのふれあいを大切にし、児童生徒理解に努め、不登校・いじめ等の未然防止に取り組んでいきます。

3つ目は、健康や体力を育む教育です。

心身の健康に対する意識を高め、望ましい食生活や運動の習慣化を図ることで、生涯にわたって安全で健康的な生活を営む資質を育てます。学校保健会、養護教諭や栄養教諭等と連携を図り、児童生徒の健康増進に努めます。

また、スクールカウンセラーや心の相談員、心の教室相談員等との連携を密にし、児童生徒の心の安定を図っていきます。

さらに、校舎改良事業やトイレの洋式化の整備をはじめとし、安心して安全に子どもたちが生き活きと活動できる施設・設備の充実に取り組んでいきたいと考えています。

4つ目は、きめ細かな指導の充実です。

一人ひとりの教育的ニーズに即した指導を進めるために、少人数指導や、特別支援教育・外国人児童生徒教育等の指導法の充実を図るとともに、支援体制を引き続き整えていきます。

少人数学級の良さを活かした指導や、サポート教員、発達障害児等支援補助員を活用して、子どもに寄り添った支援を推進します。また、刈谷特別支援学校等からの専門的な支援や指導を共有するなどして、特別支援教育の充実を図っていきます。

5つ目は、学校・家庭・地域との連携の推進です。

学校・家庭・地域との連携を密にするために、積極的に情報発信を行うとともに、保護者、地域人材の教育活動への参画を図ります。引き続き、「魅力ある学校設計事業」を活用した本物にふれられる体験や講演会、防災や交通安全教育、中学生の職場体験学習などを推進することで、地域の人とのふれあい、地域とのつながりを大切にして、地域で育つ教育を進めていきます。

6つ目は、教職員の資質向上と働き方改革の推進です。

教職員の自己研さんを支援し、研修の機会を創出するとともに、教育活動の多面的な見直しと望ましい働き方の実現を図ります。そのために、引き続き知立市教育研究会と連携し、授業研究会の在り方、教員研修の内容・方法を見直していきます。また、各学校においても教育活動を見直し、実効性のある取り組みを進めることで、教師が心身ともに健康で児童生徒とふれあい、より良い教育活動が展開できるようにしていきます。

2番目の柱。ふるさとを愛し、自立・協働・創造が息づく社会をつくるために、生涯学習活動の推進について3点申し上げます。

1つ目は、来年度は市制50周年を受けて、スポーツイベントや多くの事業が冠事業として開催されます。市民の皆様には、この機会に生涯学習講座やスポーツ行事に参加したり、学びの成果を発揮したり、健康・体力の維持増進を図ったりして、仲間を増やし、豊かな生活を送っていただきたいと思っています。

2つ目は、全てのライフステージでの切れ目の無い学びを推進するために、1DAY講座、2DAY講座を充実させるなど、だれもが手軽に参加できるようにします。あわせて、地域に貢献できる環境を整えるなどして、生涯学習講座やスポーツ教室等の充実・活性化を図ります。

3つ目は、地域生涯学習やスポーツなどの活動を支援するために、活動の場を広げ、一人ひとりが自ら選択して、取り組むことができるように、学校、町内会等と連携を図るとともに、「いつでも・どこでも・だれでも」生涯にわたって学習できる環境整備を推進し、市民の皆様の自主的な活動を応援していきます。

3番目の柱。豊かな心を育み、潤いのある社会を築くために、伝統文化の継承と文化・芸術活動の推進について2点申し上げます。

1つ目は、在原寺や無量寿寺、「知立の山車文楽とからくり」をはじめとする歴史的な資産・文化財・祭行事等の適切な保存と活用の推進です。令和2年は文化会館開館20周年を迎えます。朗読と文楽による歴史絵巻支援事業として琉球古楽器「長線」と「文楽・からくり」、知立の文化資源を題材にした舞台作品を市制50周年記念事業とタイアップして開催します。このように文化芸術の情報発信とあわせて、後継者の育成など伝統文化を保存、継承していきます。また、知立市史の編さん作業を計画的に進め、本年度、別巻「八橋編」を発刊し、令和2年度は通史編「原始・古代・中世・近世」を刊行します。今後も知立市史の調査内容を後世に伝承し、地域住民の連帯や地域の活性化に結び付けていきます。

2つ目は、市民による文化・芸術活動の促進と、人材育成や団体への支援として、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するために、「文化芸術推進基本計画」を策定します。より多くの市民の方が文化芸術活動を楽しみ、担い手として活躍できるように、観光、まちづくり、福祉、教育、産業、多文化共生その他の各関連分野における施策と連携を図っていきます。また、行ってみたい、見てみたい、調べてみたい図書館・歴史民俗資料館を目指していきます。

以上、主な施策について申し述べました。知立市は、市制50周年を迎え、古くから引き継がれてきた伝統文化・芸術があります。そして、新しい街づくりが進められています。このような街、知立に住む市民の皆様が夢や希望をもって歩んでいくために、過去の知識や経験をつないでいく「伝承」と、未来に向けた「創造」を大切にして、学校・家庭・地域とともに教育における普遍的な理念を堅持しながらも、時代の変化に柔軟に対応していきます。

未来を拓く教育、地域に根ざした信頼される教育を進めるために努力してまいりますので、市民の皆様、議員の皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます、教育行政方針といたします。